

弁護士・戸出健次郎の 困ったときの相談と転ばぬ先の杖

第7回



戸出健次郎 (とで・けんじろう)

平成12年 学習院大学法学部卒
平成19年 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
平成22年 悠総合法律事務所パートナー
平成22年 度第一東京弁護士会代議員
専門分野 農業分野(法務、税務)、不動産関連業務

複数の相続人がいる中で 農地を単独で相続する方法

【質問】

父が所有する水田で、父とともに長年コメ作りをしておりましたが、先日父が亡くなり、私と、2人の弟が水田を相続することになりました。父の遺言がないため、法的には、3人で水田を共同相続することになるらしいのですが、水田を3分割すると経営を続けることができなくなりますが、弟2人はいずれも農業をしません。そこで、私1人で相続し、コメ作りを継続するための方法を教えてください。

【回答】

①相続放棄による方法、②当事者間による遺産分割協議による方法、③家庭裁判所に遺産の分割請求をする方法の3つの方法があります。

1 相続放棄による方法

お父様が亡くなってから原則3か月以内に、2人の弟さんに相続放棄の手続きをもらう方法です。家庭裁判所で手続きをする必要があるのですが、弁護士に依頼しなくてもできる手続きです(相続放棄自体の詳しい説明は弁護士に聞いた方が安全です)。

ただ、相続放棄をした人は、初め

から相続人でなかったことになりません。その結果、仮に水田の他にも不動産や多額の現金・有価証券等の相続財産がある場合、それらの相続権も失うことになるので、弟さんが相続放棄を拒否する可能性が高いです。逆に、お父様が多額の借金やローン等のマイナス財産を残している場合、2人の弟さんが相続放棄をするのと、ご質問者様が1人で水田を相続できる一方、このマイナス財産も1人で相続することになるので注意が必要です。

2 当事者間による遺産分割協議による方法

2人の弟さんと話し合い、どの財産を誰がどのくらい相続するかを決める方法です。例えば、ご質問者様が水田を単独で相続する代わりに現金は2人の弟さんが折半する方法や、水田以外にめぼしい財産がない場合、ご質問者様が水田を単独で相続し、水田の評価額等から計算した一定の現金を2人の弟さんに支払う方法もありうるでしょう。

この方法は裁判上の手続きではありませんが、単に現存する財産を分割すれば良いという単純なものではなく、お父様の生前、他の兄弟よりも特に受益があった人がいれば(例えば、弟さんの1人がマンション購

入の際、お父様に頭金を負担してもらっているケース等)、それも考慮する必要がありますし、話し合いがまとまっても、遺産分割協議書を作成する必要があるので、弁護士が関与した方がスムーズに進みます。仮に、互いの主張が折り合わない場合は、各々が弁護士に依頼をして交渉することになります。

3 家庭裁判所に遺産の分割請求をする方法

弁護士が関与しても共同相続人間で話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所に遺産分割請求の訴訟を提起することになります。

裁判になった場合、諸般の事情を考慮して法的な判断をすることになり、必ずしも、ご質問者様の希望に沿う結論になるとは限りません。しかし、裁判所を含む国家機関は全て、「食料・農業・農村基本法」第23条により、安定的な農業経営を営む人に対する農地利用の集積、農地の効率的利用の促進を義務付けられています。したがって、裁判所としても、まずは当該水田を分割しない方向での判決を検討するはずですが、

裁判になった場合に予想される結論を前提に、裁判をせずに、話し合いでの遺産分割協議(2の方法)で解決できるのがベストだと思います。